

広島県訓令第十一号

商 工 労 働 局

各 職 業 能 力 開 発 校

広 島 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の一部を改正する訓令

広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程（昭和四十五年広島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「応じて」の下に「、四十日分を限度として」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県立職業能力開発校等の訓練生に対する訓練手当等支給規程の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する訓練を受講する受給資格者について適用し、同日前に開始している訓練を受講する受給資格者については、なお従前の例による。